

砂川市訓令第21号

令和7年4月1日

砂川市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱（令和6年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5号」を「第6号」に、「第4号」を「第5号」に改め、同条第1号ア(ア)本文中「東京圏」の次に「(東京23区を除く。以下この号において同じ。)」を、「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を、「を除く。)」の次に「及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村」を加え、同号ウ(イ)中「、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者」に改め、同号ウ(ウ)を同号ウ(エ)とし、同号ウ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 申請者（単身以外の世帯が申請する場合、申請者を含む世帯員全員）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が5年以上経過し、18歳以上となった場合で北海道及び市が認めるものを除く。

第3条第2号ア(イ)中「マッチングサイト」の次に「（北海道が開設する東京圏に在住する求職者を対象とするインターネットサイトのことをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、北海道及び市の判断で対象とすることを可能とする。

第3条第4号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

第3条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 本事業における関係人口（現に市外に居住する者で、市や地域の人々と多様な関わりを有するものをいう。以下同じ。）に関する要件として、市が個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる各事項に応じ、当該事項に定めるとおりの要件に該当すること。

ア 支給対象者の要件 次のいずれかに該当すること。

(ア) 市や地域づくり団体が関わる地域づくりの活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者

(イ) 市に居住経験がある者

イ 地域の担い手確保の要件 農林水産業に就業する者であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日より前に市に転入した者については、改正後の砂川市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。